

学校いじめ防止基本方針

さくら市立熟田小学校

はじめに

「いじめはどの児童にも起こりうる」「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止のとりくみと早期発見・早期対応に努めてきた。

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年4月に「栃木県いじめ防止基本方針」が策定された。これらを受け、第13条の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送れるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対応（以下「いじめ防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定した。また、平成30年7月の県基本方針の改定、及び、令和2年10月のさくら市いじめ防止基本方針を受けて、本校基本方針を改定することとした。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 1項）

○「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

- いじめは全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

① 「学校いじめ対策組織」の設置

- ・ 法第22条に基づき、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる常設の組織を設置する。

- ・ 「学校いじめ対策組織」は、児童及び保護者に対して、組織の存在や活動について説明したり、いじめがあった場合は、それを解決する相談・通報の窓口であると認識されるようにしたりなど周知する。
- ・ いじめアンケートを実施する際には、この組織の存在や活動内容について説明する。
- ② いじめの未然防止 「いじめはしない・させない・ゆるさない」
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - ・ 児童がいじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉えその解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。
- ③ いじめの早期発見
 - ・ 「いじめは早期発見・早期対応が重要」の姿勢で、全ての大人が連携し、児童の変化に気付く力を高める。
 - ・ いじめの早期発見のため、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに地域・家庭と連携して児童を見守ることが必要である。
- ④ いじめへの対応
 - ・ いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- ⑤ 地域や家庭との連携について
 - ・ 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ⑥ 関係機関との連携について
 - ・ 平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議などの開催など、情報共有体制を構築しておく。
 - ・ さくら市に設置されている、学校を支援・援助する組織「さくら市いじめ問題対策連絡協議会」を効果的に活用する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学級経営の充実（学業指導の充実）

- ① 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度や授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。
- ② 集団的エンカウンターを実施したり、Q - U テストの結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ③ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 特別活動の充実

- ① 児童会活動や縦割り班活動のなかで、協力したり協調することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。(望ましい人間関係の構築)

(4) 教育相談の充実

- ① 学級担任による教育相談を行う。(6月下旬・11月下旬)
- ② 保護者との個別懇談を実施する。
- ③ 相談ポストを常設する。(保健室前)
- ④ 教育相談係を中心に、保護者にスクールカウンセラーや医療機関等を紹介したり、担任が相談を行ったりする。

(5) 人権教育の充実

- ① 全ての教育課程において、人権教育に配慮した授業を展開する。
- ② 校内人権週間を実施し、児童や教職員の人権意識の向上を図る。

4 早期発見・事案対処のマニュアル

(1) いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築、情報の収集をする。

- ① 児童への定期的なアンケート調査や教育相談の実施
 - ・ いじめアンケート(6月・11月)
 - ・ 教育相談の実施(6月下旬・11月下旬)
 - ・ Q-Uの実施(5月・12月)
- ② 児童理解のための情報の共有
 - ・ 毎週水曜日の放課後、児童指導連絡会で配慮児童等の情報交換を行う。
 - ・ 年度初めに現職教育で、各学年の配慮児童について共通理解を図る。
- ③ 児童の欠席・登校しぶりへの対応
 - ・ 児童の欠席に際して、その理由を確認する。連絡がない場合は電話等で保護者に確認する。
 - ・ 2日以上欠席に対しては、原則として家庭訪問で児童の状況を確認する。
 - ・ 登校しぶりに対して家庭訪問や面談等で迅速に対応し、いじめの兆候を見逃さないようにする。

④ 校内研修の充実

- ・ 「いじめの理解と対応」等を活用した校内研修を実施する。
- ・ 配慮を必要とする児童の共通理解を図る校内研修を実施する。

⑤ ノート・日記指導

- ・ 児童の休み時間や放課後の諸活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人のノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

⑥ 日常観察による気付き

⑦ 保護者・児童からの訴え

(2) [学校いじめ対策組織]の取組

① 校内で組織的に対応する。

- ・ いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、「学校いじめ対策組織」を開き、対応を協議する。
- ・ 学校長は、いじめの事実を教育委員会に報告する。

② 児童や保護者への対応

- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止させるため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続して行う。
- ・ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめがあった学級集団に対して、適切な指導を行う。
- ・ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

③ 他機関との連携

- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめに対しては、教育委員会及び児童相談所及び警察署と連携して対処する。

(3) いじめへの対応

いじめが発生した場合は、以下のとおり対応する。

① 学校いじめ対策組織を中心とした事実確認

※ 被害児童、加害児童、関係児童から事情を聞くなどして正確に事実関係を把握する。

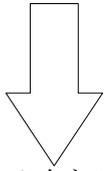
② いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめた児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導助言、周りの子への適切な指導等を行う。

③ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関・団体等との連携を行う。

④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察へ相談・通報をする。

《 早期の対応 》

いじめの情報をキャッチ



正確な実態把握

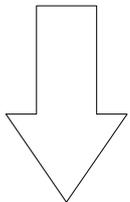
- ・「学校いじめ対策組織」を招集
- ・いじめられた児童を徹底して守る
- ・見守る体制を整備する（登下校・休み時間・清掃時間）

- ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する
- ・関係職員と情報を共有し、正確に把握する
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

把握すべき情報例

- | | |
|----------------------|------------|
| ・誰が誰をいじめているのか？ | 加害者と被害者の確認 |
| ・いつ、どこで起こったのか？ | 時間と場所の確認 |
| ・どんな内容のいじめか？ | 内容の確認 |
| ・どんな被害を受けたのか | |
| ・いじめのきっかけは何か？ | 背景と要因 |
| ・いつ頃から、どのくらい続けているのか？ | 期間 |

指導体制・方針の決定

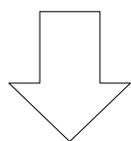


児童への指導・支援

- ・指導のねらいを明確にする
- ・すべての教職員の共通理解を図る
- ・対応する教職員の役割分担を考える
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる
指導を十分に行い、「いじめは決して許さない行為である」という人権意識をもたせる

保護者との連携



今後の対応

- ・直接会って、具体的な対策を話す
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う

- ・継続的に指導や支援を行う
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる

(4) 重大事態への対応

① 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、人身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

② 重大事態への対処

- ・ 学校長は、重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、該当事案に対処するいじめ対策委員会を設置する。
- ・ 上記の組織において、重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止について、必要に応じて市教育委員会と連携を図りながら進めていく。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ対応のための組織

(1) 児童指導体制の確立

① 児童指導連絡会

毎週、水曜日の放課後に、全職員で児童指導連絡会を開き、配慮を要する児童の現状や指導についての情報交換、及び児童全体の問題行動等について共通理解を図る。

② 学校いじめ対策組織

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための学校いじめ対策組織を設置する。いじめを認知したら学校いじめ対策組織を招集し、次のことについて協議する。

- ・ 事実の調査
- ・ 保護者への対応
- ・ 指導方針の決定
- ・ 指導体制の決定
- ・ 経過の報告

指導を続けた後、経過観察をして事態が収束するまで委員会を継続する。

(2) いじめ対応のための組織

